

部門・項目別事業計画（案）

東京司法書士会

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法令・会則等 改正対策	<ul style="list-style-type: none"> ・民法、会社法、不動産登記法、商業登記法、民事訴訟法等業務に関連する法令の改正について、情報の収集、分析、対応策の検討、提言等を行うとともに、会員への周知活動及び研修事業について、積極的な対応を図る。 ・昨年度成立した改正司法書士法について、会員への周知活動等の対応を図る。 ・改正司法書士法の附帯決議の実現について対応を図る。 ・法務局における自筆証書遺言書保管制度について、会員への周知活動等の対応を図る。 	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策		
	①司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理性の維持及び向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」の周知徹底を図り、倫理の保持を目的とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。 ・法務局と連携し、利用しやすいオンライン申請制度の実現に努める。 ・国民にとって利用しやすい裁判制度の実現に努める。 ・民事裁判手続等のIT化について動向を注視し、情報の収集など対応を図る。 ・裁判実務における司法書士執務の研究を進め、研修会を実施する。 	執行部
	②業務に関する 相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務に関する相談窓口」を継続して設置し、会員が日々の業務を行って行く中で生じる疑問についての相談に応じ、安心して業務が行える環境を整備するように努める。 	執行部
③日本司法支援センター（法テラス）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センター（法テラス）と協力し、市民に対する情報提供業務、民事法律扶助、相談事業の利用促進を図り、紛争解決への必要な情報及びサービスを提供する。さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のための活動を目指す。 イ. 民事法律扶助を必要とする市民のニーズに応えるため、法テラスの指定相談場所でもある総合相談センターにおける相談事業の更なる充実を図り、会員による法律相談援助、代理援助及び書類作成援助の利用推進を図る。 契約司法書士の事務所での法律相談援助、代理援助及び書類作成援助の利用推進を図る。 	執行部 相談部	

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	<p>④司法書士調停センター「すてつき」の運営</p> <p>⑤司法書士不在地域対策</p> <p>⑥オンライン申請推進対策</p> <p>⑦非司法書士行為の防止</p>	<p>特定援助対象者法律相談援助制度に協力し、相互協力体制の構築を図る。</p> <p>ロ. 日司連電話相談センター事業に協力する。</p> <p>ハ. 法テラスの民事法律扶助契約司法書士数の増加と扶助の利用促進のための研修を行う。</p> <p>ニ. 法テラス東京地方事務所との協議会を定期的に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事事件を含む民事に関する紛争全般を取り扱うことができる認証紛争解決事業者として、メディエーション重視の調停を実施する。 ・調停手続実施者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行い、調停実施者及び管理者の増員等、内部体制の充実及び改善を図る。 ・トレーナーの養成を行う。 ・学校、市民団体、事業者団体等に対する研修会の開催を検討する。 ・外部相談機関等との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・日司連とともに、司法書士不在地域に対する会員の開業支援を実施する。 ・司法書士不在地域の解消に向けた情報収集を行う。 ・司法書士不在地域に対する会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。 ・司法書士不在地域、伊豆大島その他の島嶼地域において、法律相談会を実施する。 ・外部団体等と連携し、司法書士不在地域、伊豆大島その他の島嶼地域における法律相談の充実を図る。 ・奥多摩地区等において巡回法律相談を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請のより一層の普及を図るため、日司連、関東ブロック及び東京法務局との情報共有に努め、会員への速やかな情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・非司法書士行為をしている疑いがある者やその関係者らに対する事情聴取等により、実態に迫る調査や資料の収集を行う。 ・非司法書士行為をした個人及び法人に対する警告文等の送付等により、改善を求める。 ・悪質な非司法書士行為をした者に対しては、刑事告発や懲戒処分申立等を検討し、警察や監督官庁などとの連携を図り、厳正に対処する。 ・会員、市民及び企業等に対して非司法書士行為に関する広報を行う。 ・当会ホームページやポスターを活用して、会員及び市民に対して非司法書士行為の情報提供を呼びかける。 	<p>執行部 企画部</p> <p>執行部 相談部</p> <p>執行部</p> <p>総務部</p>

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	⑧危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日司連と協議して、司法書士会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。 ・事務局等の危機管理体制の見直しを図り、安心かつ安全な執務状態を確保する。 ・司法書士会館内震災対策訓練を実施する。 ・新宿区、四谷消防署等の協力を得て、本塩町町会及び近隣事業所との地域連携震災対策訓練を行うとともに、災害時援助に関する協議を継続する。 ・事業継続計画（首都直下型地震対策）の見直しを図る。 	執行部 総務部
	⑨司法書士市民 救援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・資力が乏しく、かつ、民事法律扶助制度によっても法的サービスが受けられない市民に対する司法書士市民救援基金の円滑かつ適正な運営を行う。 ・会員へ向けての周知など、司法書士市民救援基金の利用促進を図る。 	執行部 相談部
	⑩民事介入暴力 への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を図り、民事介入暴力の現状について情報収集を行う。 ・民事介入暴力に関する最近の動向及びこれに対する司法書士としての対応について、スーパーネットを利用して会員に情報を発信し、周知啓発活動を行う。 	執行部 総務部
	⑪財産管理人候補者名簿への 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を図り、財産管理人候補者名簿の整備を進めるとともに、名簿の活用について関係機関に働きかけを行う。 	総務部
	3. 組織改善対策		
	①組織改善	<ul style="list-style-type: none"> ・会の組織、機構、事業等の在り方を検討し、その成果を、会則、規則、規程等に反映させる。 	執行部
	②会員への情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーネット及び電子メール配信を活用し、会員への情報提供の迅速化を推進するとともに、会員の利便性向上を図る。 ・会員向け情報提供の完全電子化に向けて周知啓発活動を行う。 	総務部
	③会員の報告・ 届出等の手続 の簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーネットを活用し、会員の各種報告、届出等の手続の簡略化を図る。 	総務部
	④情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関する規則に則り、会として必要かつ適正な情報公開を実施する。 ・懲戒処分等を適切かつ迅速に公表する。 	総務部 広報部
	⑤個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程、個人情報保護方針等に基づき個人情報の適正な管理に努める。 ・マイナンバー制度への対応を行う。 	総務部 広報部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	<p>⑥司法書士関連団体との連携</p> <p>4. 成年後見制度への対応</p> <p>5. 多重債務問題・消費者問題・自死問題・人権問題等への対応</p> <p>6. 空き家問題・所有者不明土地問題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局事務スペースの独立性を保持し、情報管理に関するセキュリティについて十全な備えをし、個人情報保護を徹底する。 ・関連団体との協議会を開催する。 ・関連団体の活動への理解の深化を図る。 ・リーガルサポート東京支部と協働、共催し、諸活動を行う。 ・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談事業に協力し、相互連携の充実及び強化を図る。 ・東京地裁民事20部における本人申立てによる破産申立手続の円滑な運用について協議する。 ・貸金業法の改正の動向について注視し、市民生活へ悪影響を及ぼすことのないよう諸活動を行う。 ・悪質商法被害救済のための関連法制度を研究し、消費者問題に関する被害救済の一翼を司法書士が担うよう諸活動を行う。 ・国及び東京都が行う自死対策事業に協力し、関係機関との連携を図り、自死予防対策事業を行う。 ・人権に関する諸問題の調査、研究及び法務局の人権侵犯被害救済申立手続の検討等を行い、人権問題に対する会員の意識の向上を図る。 ・多重債務・消費者・貧困・自死・人権の問題について、相談会、研修会、シンポジウム、公開講座等を企画実施する。 ・多重債務・消費者・貧困・自死・人権の問題に関する啓発、提言、解決等に取り組むため、関係機関、団体等との連携を図る。 ・東京都又は区市町村等が開催する市民向けセミナー及び相談会への人員派遣並びに区市町村からの所有者・相続人調査の要請に対応するための体制強化を図る。 ・各支部及び関連団体との連携を密に取り、空き家・所有者不明土地問題における司法書士の有益性を市民に広く認知させるための必要な施策を講じる。 ・法務局及びその他諸団体と相続登記未了問題、表題部所有者不明問題等につき連携し、各問題の解決に向けて相談、広報等を実施する。 ・空き家対策協議会等に参画している会員間の情報及び意見交換のための会議を実施し、これらの協議会等において司法書士の評価及び存在感の向上を図る。 ・東京都及び区市町村担当者又は会員向け研修会を実施する。 	<p>執行部 総務部</p> <p>執行部 企画部</p> <p>執行部 企画部 相談部</p> <p>執行部 企画部</p>

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
II 執務指導部門	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。 ・非司法書士との提携やリベート問題等、司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。 ・網紀案件について結論を出すまでの迅速化実現のため、手続の更なる効率化の方法を検討する。 ・会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。 ・網紀案件の全件委嘱制度の適正な運用を図るため網紀関連部門の職務に関する研修会、協議会を実施する。 	執行部 総務部 業務部
III 研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> ・登記実務上の諸問題についての情報を収集、検討し、登記実務の統一化、円滑化を目的とする活動を行う。 ・法務局とオンライン申請を含む登記実務の諸問題について協議会を実施する。 ・裁判実務に取り組む会員数の増加と質の向上を目的とした研究会、研修会を開催するとともに、裁判実務促進のための検討を行う。 ・司法書士の裁判実務の支援と、訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。 ・簡易裁判所における一般民事事件の受任促進を目的として、少額の事件を受任した会員の報酬の一部を助成する「少額裁判報酬助成制度」の改善及び周知推進を図る。 ・民法改正及び関連法令の整備等の調査研究を行う。 ・司法書士法施行規則第31条業務の実践に関する調査研究、研修、会員に対する情報提供及び日司連や他会、関連団体との意見交換会を行うと共に、会員に対し31条業務に関する情報提供を行う。 ・民事信託の現状について調査分析を行い、活用に関する研究、研修、シンポジウム等を行う。 ・家事事件における司法書士の役割や実務上の諸問題について、必要に応じ家庭裁判所との協議を行う。 ・不在者財産管理人、相続財産管理人に司法書士が選任されることを企図した諸活動を行う。 ・司法書士の新規業務の開発及び推進に向けた調査、研究、研修等の諸施策を行う。 ・政府の「デジタル・ガバメント実行計画」の推移を注視するとともに、各所における業務のIT化やAIの活用が司法書士業務に与える影響の調査及び研究を行い、必要に応じて関係機関や諸団体との連携等の施策を実施する。 	企画部
IV 研修部門		(研修の種類ごとに190頁～197頁参照)	研修部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
V相談部門	1. 常設法律相談・司法書士総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判、多重債務、登記、会社法務、成年後見、空き家問題、震災及び原発事故被害、女性と子供に関する相談等について常設法律相談会を開催する。 ・当番司法書士制度の利用拡大を図る。 ・法テラス指定相談場所における法律相談業務の充実を図る。 ・司法アクセスの一層の容易化を実現するため、総合相談センター（四谷）及び三多摩総合相談センターの充実と広報の更なる拡大を図る。 ・電話相談「ホットライン」の充実を図る。 ・総合相談センター等に来ることができない市民のために、施設、病院、学校、公的施設、団地集会所その他の場所へ相談員を派遣し出張相談を行うとともに、出張相談の利用拡大を図る。 ・相談員及び相談会運営責任者に対する研修を積極的に行い、相談会の円滑な実施並びに相談員及び相談会運営責任者の資質等の向上と相談体制の充実を図る。 ・相談員配転システムの効率化及び充実を図る。 ・総合相談センターにおける相談のWEB予約受付の導入を検討する。 ・総合相談センターの運用及び環境の改善に努める。 	執行部 相談部
	2. 無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都貸金業対策課における相談ブースにおいて、ヤミ金被害等についての常設相談を実施する。 ・東京都、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（23区）等が実施する社会福祉事業に協力するとともに、生活保護受給者、路上生活者等に対する法律相談を実施する。 ・裁判、多重債務、消費者問題労働問題等の専門分野に関する電話、面談等による相談会を開催する。 ・登記、相続、遺言、成年後見等をテーマとする相談会を開催する。 ・リーガルサポート東京支部との共催による成年後見に関する相談会を実施する。 ・法務局等と連携し、相続登記に関する相談会を実施する。 ・アウトリーチによる相談会の効果的な実施について更なる検討をする。 ・法テラス、商工会議所、法務局その他の官公署、学校、更生保護施設等の依頼に応じ、相談員を派遣する。 ・当会会員が他士業、医師、カウンセラー等と共同して開催する総合相談会への支援を行う。 ・行政等による性的マイノリティの相談会に協力するとともに、相談員を派遣する。 	相談部 支部等
VI企画部門	1. 法教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生、中学生、高校生を対象とした法律教室や、小学校の児童、保護者を対象とした親子法律教室を開催する。 	企画部 支部等

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考	
VII広報部門	2. 講師の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の司法書士ガイダンス及びインターンシップ制度に協力する。 	執行部 企画部 研修部 執行部 総務部 相談部	
	3. 友好諸団体との交流と協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・友好諸団体等が主催する講演会や講座に講師を派遣する。 ・十士業よろず相談会の主管団体として、相談会を開催する。 ・東京三弁護士会との協議会を開催する。 ・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者懇談会を開催する。 ・東京都行政書士会との連絡協議会を開催する。 ・日本政策金融公庫と中小企業支援について連携を図る。 ・災害復興まちづくり支援機構の活動に参加し、運営に協力する。 ・自治体において実施する災害復興訓練への参加を支援する。 ・自治体が発行する東京都都市復興模擬訓練に会員を派遣する。 ・新宿区、四谷消防署等の協力を得て、本塩町町会及び近隣事業所との地域連携震災対策訓練を行うとともに、災害時援助に関する協議を継続する。 ・その他友好諸団体との交流を図る。 		
	1. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の更なる充実により、発信力の向上に努める。また、効率的な広報手法について研究し、当会独自の制度広報を検討し実施する。 ・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、当会ホームページやフェイスブック等のSNSを利用して情報発信を行う。 ・マスコミ等広報に資する諸団体との交流を図り、広報活動を強化し、推進する。 ・司法書士制度広報を目的とした広報事業を行う。 ・上記の広報活動を補うため動画等のコンテンツを制作・活用し、必要に応じて街頭ビジョン等の有料広告を利用する。 		広報部
	2. 支部等の広報活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支部、支部ブロック、三多摩支会等における相談会、講演会及び講座等の開催を支援する。 ・支部ホームページ、その他支部の広報活動を支援する。 		企画部 広報部 相談部
	3. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・対外広報誌「司法の窓 ファーロ」を季刊誌として発行し、市民に対して司法書士の制度広報と情報の提供を図る。 		広報部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	4. 司法書士制度150周年に向けた対応	・令和4年8月3日に司法書士制度は150周年を迎えることから、これに向けてどのような事業を実施するか検討する。	執行部 広報部
	5. 緊急時広報への対応	・クライシス・コミュニケーションへの対応を図る。	執行部 広報部
	6. 会史の編さん	・東京司法書士会史（平成編）の発行に向けた準備として、資料の収集及びヒアリング等の取材を行う。	総務部
VIII 福利厚生部門	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・会員、補助者、事務局職員を対象とした健康診断を実施し、人間ドックの受診を斡旋する。 ・会員のメンタルヘルスに関する施策を講じる。 	企画部
IX その他	1. 憲法への対応	・憲法をめぐる諸問題を注視し、憲法に対する意識の向上、理解の深化に努める。	執行部
	2. 事務局体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを基本に据え、事務局職員に関する規則等の整備を継続し、事務局職員の労働環境の整備、改善を進める。 ・事務局職員の資質能力の向上を図り、盤石な事務局体制を構築する。 	総務部
	3. 災害相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・今後起こりうる地震、風水害等の自然災害において、被災された方々の生活再建に向けた相談に対応するため、相談員の育成及び時宜に適応した施策の検討、立案を行う。 ・災害に即応できる相談員をリスト化し、定期的に災害相談員研修を実施することにより、相談員の資質の向上を図る。 ・自然災害の発生時には、災害の状況に応じ、日司連、各司法書士会等との連絡調整を図り、速やかに適切な施策を実施する。 ・災害ADRの紹介及び利用促進に向けた相談活動を行う。 ・災害に対応した法テラスの法律援助に関する情報の周知を図り、利用促進に努める。 	執行部 相談部
	4. 東日本大震災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復興の状況を踏まえ、日司連等の関連団体や行政機関等と連携し、時宜に適った相談活動を検討、実施する。 ・原発事故による損害賠償の消滅時効期間の到来を控え、被災者に対する広報及び相談活動を行う。 ・これまでの相談事例等の検討、分析を行い、今後の活動の指針とするとともに、検討、分析の結果の発信を行う。 ・日司連及び各司法書士会の要請に基づき、必要に応じて災害に対応する相談員を派遣するなどの協力を行う。 	執行部 相談部